

大月市議会における大規模災害発生時の活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大月市議会基本条例（平成30年大月市条例21号）第19条第2項の規定に基づき、風水害、雪害、地震、噴火等（以下「地震等」という。）の大規模災害が発生したときに、大月市議会が大月市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員が自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議会支援本部の設置)

第2条 議長は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、大月市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置することができる。

2 議長は、議会支援本部を設置したときには速やかに議員及び市対策本部にこれを報告するものとする。

3 議長及び副議長は、災害の発生が予測される場合には予め議会支援本部の設置を準備することができる。

(議会支援本部の構成)

第3条 議会支援本部は、議員全員で構成する。

2 議会支援本部に本部長を置き、本部長は、議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、議会支援本部員を指揮監督する。

3 議会支援本部に副本部長を置き、副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部長は、議会災害対策会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、本部長が招集し、会議の議長は本部長が勤める。

3 会議は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うこととする。

(1) 議員の安否確認に関すること。

(2) 市対策本部からの災害情報、被害状況の把握と各議員への情報提供に関すること。

(3) 各議員からの災害情報、被害状況の把握と、市対策本部への情報提供に関すること。

(4) 市対策本部への要請及び提言に関すること。

(5) 市内の被災地域及び避難所等の調査に関すること。

(6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(市対策本部への要請等)

第5条 市の災害対策活動に協力するための市対策本部への要請及び提言については、本部長を通じて行う。

(議員の活動)

第6条 議員の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
 - (2) 議会支援本部の情報提供を受けること。
 - (3) 市内における被災地域及び避難所での情報収集を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
 - (4) 市内各地域における災害応急活動に協力すること。
 - (5) 市内各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会支援本部への情報提供を行う。
 - (2) 市対策本部の初動体制職員以外の事務局職員は、本部長の指揮監督のもとに議会支援本部の事務に従事する。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。